

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設
の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害

者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 設備及び運営に関する基準（第四条―第四十一条）

第三章 雑則（第四十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第一項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

二 常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

三 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（障害者支援施設の一般原則）

第三条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に

施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立つた施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

第二章 設備及び運営に関する基準

(構造設備)

第四条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、木造かつ平屋建ての建物であつて、次の各号のいずれかの要件を満たし、火災時における利用者の安全上支障がないと認められるものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練が頻繁に実施され、又は配置する職員を増員するなどにより、火災時の円滑な避難が可能なものであること。

(施設長の資格要件)

第五条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第六条 障害者支援施設の設置者は、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する施設障害福祉サービスの種類
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策に関する事項

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他事業の運営についての重要事項

（非常災害対策）

第七条 障害者支援施設の設置者は、障害者支援施設に消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に利用者及び職員に周知しなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（規模）

第八条 障害者支援施設の施設並びに設備及び備品は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- 一 生活介護、自立訓練（機能訓練）（自立訓練のうち身体機能の向上に係るものをいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（自立訓練のうち生活能力の向上に係るものをいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（雇用契約の締結によ

らない就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を供与する就労継続支援をいう。以下同じ。）二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあつては、十人以上）

二 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設の施設並びに設備及び備品は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十二人以上）でなければならないものとする。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 六人以上

二 就労継続支援B型 十人以上

三 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

（設備の基準）

第九条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 訓練・作業室

イ 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けないこと。
 - ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、九・九平方メートル以上とすること。
 - ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 三 食堂
- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。
- 五 洗面所
- イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 利用者の特性に応じたものであること。
- 六 便所
- イ 居室のある階ごとに設けること。
- 七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 八 廊下幅
- イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
 - ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。
- 3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定により学校又は養成施設として認定されている障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するもののほか、当該学校又は当該養成施設として必要とされる設備を有するものとする。
- 4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

（職員）

第十条 障害者支援施設の設置者が当該障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 施設長 一

二 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)から(3)までに掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。） 、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ) a から c までに掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。） に応じ、それぞれ a から c までに定める数

a 平均障害程度区分が四未満 利用者（知事が定める者を除く。 b 及び c において同じ。） の数を六で除して得た数

b 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数

c 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

(ロ) (イ) a の知事が定める者である利用者の数を十で除して得た数

(二) 看護職員の員数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(三) 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) 生活支援員の員数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(3) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。） (一) 又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(2)の生活介護の単位は、生活介護であつて、当該生活介護の提供が同時に一又

は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は二十人以上とする。

ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者（以下「機能訓練指導員」という。）に代えることができる。

ニ イ(2)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ホ イ(3)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

三 自立訓練（機能訓練）を行う場合

イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員は、次の(1)及び(2)に掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(イ) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(ロ) 看護職員の員数は、一以上とする。

(ハ) 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

(ニ) 生活支援員の員数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (イ)又は(ロ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ 障害者支援施設の設置者が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、イに規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

ニ イ(1)の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ホ イ(1)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ヘ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

四 自立訓練（生活訓練）を行う場合

イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員は、次の(1)及び(2)に掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ 健康上の管理などの必要がある利用者がいること等により看護職員を置く場合に ついては、イ(1)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、それぞれ一以上とする。

ハ 障害者支援施設の設置者が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、イ及びロに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ニ イ(1)及びロの生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ホ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

五 就労移行支援を行う場合

イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員は、次の(1)から(3)までに掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(二) 職業指導員の員数は、一以上とする。

(三) 生活支援員の員数は、一以上とする。

(2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上

(3) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イの規定にかかわらず、認定障害者支援施設の設置者が就労移行支援を行う場合に置くべき職員は、次の(1)及び(2)に掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

(二) 職業指導員の員数は、一以上とする。

(三) 生活支援員の員数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ イ(1)又はロ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤の者でなければならない。

ニ イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ホ イ(3)又はロ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

六 就労継続支援B型を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員は、次の(1)及び(2)に掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

(二) 職業指導員の員数は、一以上とする。

(三) 生活支援員の員数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端

数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤の者でなければならぬ。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならぬ。

七 施設入所支援を行う場合

イ 施設入所支援を行う場合に置くべき職員は、次の(1)及び(2)に掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は知事が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、当該施設入所支援の提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は三十人以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に施設障害福祉サービスを開始する場合その他これによることができない場合は、推定数による。

3 第一項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の業務に従事することができるものとする。

4 第一項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第十一条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定

員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ、第五号ハ（ロ(1)に係る部分を除く。）及びニ並びに第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びハ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前項の規定により置くべきサービス管理責任者のうち、一人以上の者を常勤としなければならぬ。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第十二条 障害者支援施設の設置者は、当該障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所の施設並びに設備及び備品は、六人以上の人員が利用できるものでなければならぬ。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者で、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならぬ。

（サービス提供困難時の対応）

第十三条 障害者支援施設の設置者は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難である場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他当該利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十四条 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十五条 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の障害者支援施設又は障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供を終了するときは、当該施設障害福祉サービスの利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十六条 障害者支援施設の設置者が、施設障害福祉サービスの利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該利用者に対し、当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由を記載した書面によって説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十七条 障害者支援施設の設置者は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設の設置者は、利用者に提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービスに係る利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針等を記載した個別支援計画(以下「施設障害福祉

- サービス計画」という。)を作成しなければならない。
- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。
- 3 アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に関する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、利用者についての施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、施設障害福祉サービス計画の原案には、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設を位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後に、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて当該施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に利用者にも面談しなければならない。

ない。

10 サービス管理責任者は、定期的にモニタリングの結果を記録しなければならない。

11 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第十九条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護)

第二十条 障害者支援施設の設置者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

3 障害者支援施設の設置者は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障害者支援施設の設置者は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設の設置者は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設の設置者は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

7 障害者支援施設の設置者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第二十一条 障害者支援施設の設置者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立

の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設の設置者は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況に応じた必要な訓練を行わなければならない。

- 3 障害者支援施設の設置者は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。
- 4 障害者支援施設の設置者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

- 第二十二條 障害者支援施設の設置者は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会を提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

- 2 障害者支援施設の設置者は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が当該利用者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

- 3 障害者支援施設の設置者は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設の設置者は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

- 第二十三條 障害者支援施設の設置者は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している利用者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

- 2 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対して支払われる工賃の一月当たりの平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千元を下回るものとしてはならない。

- 3 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなけ

ればならない。

4 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を、利用者にも通知するとともに、県に報告しなければならない。

(実習の実施)

第二十四条 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設の設置者は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二十七条第一項による指定を受けた者をいう。以下同じ。）及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第二十五条 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所で行う手続その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所で行う手続その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第二十六条 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

らない。

(就職状況の報告)

第二十七条 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

(食事)

第二十八条 障害者支援施設の設置者は、施設入所支援を提供する場合には、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

3 障害者支援施設の設置者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びし好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、当該利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第二十九条 障害者支援施設の設置者は、常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、施設入所支援の利用者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十条 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第三十一条 障害者支援施設の設置者は、施設入所支援の利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると

ともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第三十二条 障害者支援施設の設置者は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る知事が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準じるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(施設長の責務)

第三十三条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第三十四条 障害者支援施設の設置者は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるように、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設の設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十五条 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第三十六条 障害者支援施設の設置者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように保健所の助言及び指導を求めするなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第三十七条 障害者支援施設の設置者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（協力を得ることができ医療機関をいう。）を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（協力を得ることができ歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第三十八条 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 障害者支援施設の設置者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第三十九条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設の設置者は、当該障害者支援施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第四十条 障害者支援施設の設置者は、利用者に提供した施設障害福祉サービスに関する当該利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設の設置者は、利用者に提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設の設置者は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第四十一条 障害者支援施設の設置者は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、前項の事故の状況及び当該事故に対して講じた措置について、記録しなければならない。

3 第一項の事故による損害のうち障害者支援施設の設置者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

第三章 雑則

（規則への委任）

第四十二条 この条例で定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（多目的室の経過措置）

第二条 平成十八年十月一日前において既に存していた法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（身体障害者授産施設のうち身体障害者入所授産施設（身体障害者授産施設のうち身体障害者通所授産施設（身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであつて身体障害者小規模通所授産施設を除いたものをいう。）及び身体障害者小規模通所授産施設（身体障害者授産施設のうち通所による入所者の

みを対象とするものであって、常時利用する者が二十人未満であるものをいう。）を除いたものをいう。）に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）又は法附則第五十条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（知的障害者更生施設のうち知的障害者入所更生施設（知的障害者更生施設のうち知的障害者通所更生施設（知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするものをいう。）を除いたものをいう。）に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（知的障害者授産施設のうち知的障害者入所授産施設（知的障害者授産施設のうち知的障害者通所授産施設（知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって知的障害者小規模通所授産施設を除いたものをいう。）及び知的障害者小規模通所授産施設（知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、常時利用するものが二十人未満のものをいう。）を除いたものをいう。）に限る。以下「知的障害者授産施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）であって、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成十八年十月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第九条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

（居室の定員の経過措置）

第三条 平成十八年十月一日前に既に存していた知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮であって、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成していたものを含み、平成十八年十月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について、第九条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

（居室面積の経過措置）

第四条 平成十八年十月一日前において既に存していた身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮であって、

同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

2 平成十八年十月一日前に既に存していた身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であつて障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）附則第二条若しくは第四条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であつて整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号）附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものであつて、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

3 平成十八年十月一日前において既に存していた身体障害者療護施設であつて、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第三条の規定の適用を受けているものであつて、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について第九条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）

第五条 平成十八年十月一日前において既に存していた身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮であつて、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

（廊下幅の経過措置）

第六条 平成十八年十月一日前において既に存していた知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設であつて、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条

第二項の規定を適用する場合には、同条第二項第八号イ(1)中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

2 平成十八年十月一日前に既に存していた知的障害者通勤寮であつて、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第九条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

3 平成十八年十月一日前に既に存していた身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設であつて、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第九条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。